

令和2年度 文教委員会資料①

【陳情の審査】

陳情第76号 拉致被害者及び特定失踪者における再捜査と北朝鮮との返還交渉及び日本国憲法の見直しに関する意見書の提出を求める陳情

資料

本市における拉致問題に関する取組について

参考資料

関係法令

市 民 文 化 局

(令和3年3月15日)

本市における拉致問題に関する取組について

1 拉致問題に関する認識等

本市には拉致被害者の横田めぐみさんの御家族が在住されており、めぐみさんをはじめとする拉致被害者の一日も早い帰国の実現を願うとともに、より多くの市民の皆様方に拉致問題についての理解を深めていただくため、本市では、国をはじめ、他の自治体や支援団体と連携し、さまざまな取組を実施しています。

また、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号。以下「支援法」という。）」及び「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号。以下「対処法」という。）」では、「国の責務」として、「国は、被害者等の安否確認及び被害者等の帰国又は入国のため並びに拉致問題を解決するため、最大限の努力をする」、「政府は、拉致被害者（疑いのある者も含む。）の安否等について徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をする」旨が定められ、また、「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努める」旨が定められています。

2 本市の主な取組

(1) 「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」（平成20年度～）

- ・横田めぐみさんの誕生日（10月5日）にちなみ、同日前後の日程で、平和館（平和の広場）等で開催（主催者挨拶、国の取組報告、講演、ミニコンサート等）

※令和2年度の実績

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点を踏まえ、「横田拓也さんの講演」（11月27日、川崎市立京町中学校体育館）を開催し、同時にインターネット中継を実施



横田拓也さんの講演（川崎市立京町中学校）

(2) 「めぐみちゃんと家族のメッセージ～写真展」（平成19年度～）

- ・市内各所の商業施設や学校、大学等で開催（写真パネル、年表パネル、事業紹介パネルの展示、DVDの上映）

※令和2年度の実績 川崎駅北口自由通路等の14会場で実施



写真展・川崎駅北口自由通路
(令和2年7月5日撮影)



写真展・溝口駅南北自由通路
(令和2年7月23日撮影)

(3) 「横田めぐみさんコーナー」(平成21年10月～)

- ・平和館2階に常設展示の開設(写真パネル、年表パネル等の展示)



横田めぐみさんコーナー(平和館)

(4) ビデオ映像や懸垂幕等による広報

- ・ビデオ映像の放映(平成27年2月～)

メッセージビデオ映像の放映

(アゼリアビジョン、ノクティビジョン、各区役所のモニター等で実施)

- ・懸垂幕、バナースタンドの掲出(平成17年1月～)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)に懸垂幕等の掲出(各区役所で実施。第3庁舎、川崎区役所、大師支所、田島支所、平和館ではバナースタンドを常設)

- ・拉致被害者家族支援ポスターの掲出(平成30年10月～)

あさがおの会(横田早紀江さんと同じマンションに住む有志が設立した支援団体)が作製したポスターの掲出

(あさがおの会、神奈川県と連携し、川崎競輪場北門横仮囲いで実施)



懸垂幕(宮前区役所)
(令和2年12月11日撮影)



バナースタンド
(平和館)



拉致被害者家族支援ポスター(川崎競輪場北門横仮囲い)
(縦約2m×横約1.3m)2本

- ・拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」の公演(令和2年1月)

政府拉致問題対策本部と連携し、舞台劇の公演(カルッツかわさきで実施)

(5) 川崎市拉致被害者及び被害者家族支援連絡会議(平成15年1月～)

- ・拉致被害者等の帰国時における生活基盤の再建等の支援等に係る庁内検討組織の設置
- ・委員 副市長(座長)及び関係局長等(総務企画局長、市民文化局長、経済労働局長、健康福祉局長、まちづくり局長、川崎区長、病院局長、教育次長、総務企画局総務部長、市民文化局人権・男女共同参画室長、健康福祉局総務部長)で構成

3 他の自治体等との連携

他の自治体等へ写真パネル、タペストリー等の啓発物を貸し出し、拉致被害者の家族支援に係る周知・啓発の実施

4 陳情についての本市の考え方

- ・「支援法」及び「対処法」に則り、「地方公共団体の責務」を遂行

関係法令

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）

（国等の責務）

第3条 国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、帰国被害者等を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

4 国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号）

（目的）

第1条 この法律は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉（ら）致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

（国の責務）

第2条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第3条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

（北朝鮮人権侵害問題啓発週間）

第4条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、12月10日から同月16日までとする。

3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。